

カネミ油症事件とは？

カネミ油症は、人類が初めて「ダイオキシン」を食べさせられた食品公害事件です。

昭和43年（1968年）、カネミ倉庫株式会社（本社：北九州市）が製造・販売した「カネミライスオイル」（米ぬか油）は、当時「体によい健康食品」として福岡県や長崎県など西日本地方一帯で小売り（流通）されました。事件発生当時、保健所へ届け出た人々は14,000人以上でしたが、事件後間もなく設置された「油症研究班」によって「認定基準」が定められ、当初認定されたのは1,900人に満たない数でした。

被害者となった人々は、いつもの様に商店やスーパーなどで「カネミライスオイル」を購入し、小さな子供から年寄りまで一家全員で食卓を囲み、天ぷらや炒め物など日々の食卓で食べた人々、行きつけの食堂で友人や同僚などとランチや夕食で食べた人々など、全員が一般消費者です。

1970年（昭和45年）から被害者はカネミ倉庫をはじめ国、PCBを製造したカネ力等を被告として損害賠償請求訴訟（提訴被害者1854名）を起こし激しい法廷闘争を繰り広げましたが、1987年に裁判は終結しました。

しかし、裁判終了後に新たに「被害者」として認定された人々も多くいます。これら新認定被害者も、旧原告らと同じく、事件発生から45年を経た現在もなお様々な病気・深刻な症状に悩まされ続けてきています。しかし、新認定の被害者は、何らの救済措置もなく放置されてきたのです。

そこで、2008年5月、福岡地方裁判所小倉支部にカネミ倉庫株式会社等を相手に損害賠償請求の裁判を提起しました。

なぜ、新たに裁判をする必要がある？

それは、「カネミ油症」と認定されても、カネミ倉庫株式会社は、22万円の見舞金を支給するだけで賠償金を支払いません。そして、認定される前に自分で支払ってきた医療費などの補填もなく、また、旧原告らが受けた最低限の賠償（一時金300万円）も受けられないからです。

新認定の被害者たちは、「認定されなかった」ために何ら加害企業に対して請求・要求するチャンスを失ってきたのです。

福岡地方裁判所小倉支部の内容に従えば！

判決は、「除斥（じょせき）の期限である1989年（平成元年）までに裁判を起こさなかったのは、原告ら（被害者ら）の落ち度である」と言っているに等しいもので、長年にわたり様々な病や症状、病気で働けず経済的にも苦労してきた被害者らをバッサリと切り捨てる、残酷なものであると言わざるを得ません。

この様な判決を許すことは出来ません！

カネミ油症は、事件当初に現れた皮膚症状などの急性障害と、ガンなどの疾病、次世代へ続く生殖異常などの晩発性障害があります。今回の判決は、事件発生から時間の経過した後に現れる「晩発性障害」は一切認めないとというものです。

これは、カネミ油症事件だけでなく、原発賠償や今後も起こりうるであろう様々な消費者事件、生命・健康に係わる事件の被害者救済にも悪影響を及ぼしかねないものであり、この様な判決を認めることは決してできません。

被害者たちが、この裁判を通じて求めていることは、2点

1. 新認定被害者を含む全被害者に、加害企業であるカネミ倉庫（株）は正当な賠償をすること。
2. カネミ油症の治療・研究を抜本的に見直し、ダイオキシン類などの化学物質被害に対する専門家を育成し、被害者の治療体制を充実させること。